主 文

漁船 B 丸一隻(厳原拘留支所に保管中で、本件昭和二九年四月一二日第二審 判決において没収言渡しのもの)はこれを売却し、その代価を保管する。

昭和二九年一〇月二七日

最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官